

○ 計画変更確認手数料算定表

号	計画変更の内容	手数料算定床面積	(㎡)
1	前面道路の幅員、接道部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は配置の変更	申請に係わる建築物の建築面積	
2	建築面積の変更	変更される建築面積	
3	高さ又は階数の変更	変更される高さ又は階の部分の床面積	
4	床の変更	変更される部分の床面積	
5	階段の変更	変更される部分の水平投影面積	
6	柱、はり又はけたの変更	変更される部分が負担する荷重部分の床面積	
7	壁の変更	当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積	
8	屋根、軒、軒裏、庇又は天井の変更	変更される部分の水平投影面積	
9	開口部の変更	変更される開口部の面積	
10	土台、基礎又は基礎ぐいの変更	土台、布基礎又はこれに類する基礎にあつては第7号の壁に準じ その他の基礎又は基礎ぐいにあつては第6号の柱に準じて算出された面積	
11	小屋組の変更	変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積	
12	斜材	変更される部分の水平投影面積 (壁に含まれる場合は第7号の壁に準じる)	
13	建築設備の変更	変更される建築設備の水平投影面積 (防煙壁の変更にあつては第7号の壁に準じる)	
1～13の床面積の合計 (A)			
増加する部分の床面積の合計 (B)			
手数料算出床面積 $\frac{A \times 1}{2} + B$ 【変更内容の全てが上記に掲げる変更以外のものは30㎡以下とみなす】 【変更前の床面積の合計を超える場合は、変更前の計画の床面積の合計を上限とする】			

注意 : 手数料算定床面積は建築基準法施行令第2条第3号の床面積とは異なり、手数料を算定するためだけの数字です。